

高知大学国際連携推進委員会規則

平成26年 3月26日

規則 第98号

最終改正 平成31年 3月27日規則第100号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学国際連携推進センター規則第10条第2項に基づき、高知大学国際連携推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流及び国際交流企画に関する事項
- (2) 国際交流活動の評価に関する事項
- (3) 国際交流協定に関する事項
- (4) 大学間等協定に基づく学生の派遣・受入れに関する事項
- (5) 外国人留学生の受入れ・支援に関する事項
- (6) 外国人留学生に対する修学、社会生活上の指導助言等に関する事項
- (7) その他国際交流・留学支援に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（国際連携担当）
- (2) 国際連携推進センター長
- (3) 大学教育創造センター長
- (4) 学生総合支援センター長
- (5) 総合研究センター長
- (6) 次世代地域創造センター長
- (7) 国際連携推進センター副センター長
- (8) 国際連携推進センター国際プロジェクト部門長
- (9) 国際連携推進センター国際連携教育部門長
- (10) 各学部、黒潮圏総合科学専攻及びセンター連絡調整会議から選出された教員 各1人
- (11) 土佐さきがけプログラムから選出された教員 1人

(12) 研究国際部長

(13) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第10号及び第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条各号の委員のうち理事（地域・国際・広報・IR担当）が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第3条第2号から第12号までの委員に支障があるときは、当該委員が指名した者が、代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(留学生専門委員会)

第8条 委員会に、外国人留学生及び海外留学を希望する学生に関する事項を審議するため、留学生専門委員会を置く。

2 留学生専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究国際部国際交流室において処理する。

(雑則)

第10条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第116号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月5日規則第19号）

この規則は、平成28年7月5日から施行し、平成28年5月23日から適用する。

附 則（平成29年3月29日規則第103号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月18日規則第6号）

この規則は、平成29年5月18日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。